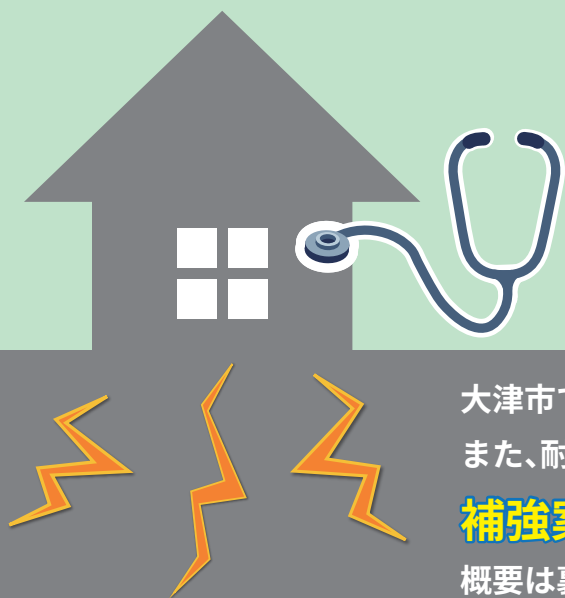


大地震にそなえて その木造住宅 耐震診断しませんか？



次の条件すべてにあてはまる木造住宅の耐震診断を **無料** で実施いたします。



- ✓ 昭和56年5月31日以前に着工している
 - ✓ 延べ床面積の過半が住宅として使われている
 - ✓ 階数が2階以下かつ延べ面積が300㎡以下
 - ✓ 木造軸組工法である（下写真参照）
 - ✓ 大臣等の特別な認定を取得した工法でない
 - ✓ 過去にこの制度に基づく耐震診断を未実施である
- ※申請者は対象となる住宅の所有者です

大津市では**耐震診断を無料**で行う事業を実施しております。
また、耐震診断の結果、耐震性がないと判断されたものについて、
補強案の作成を無料で行う事業も併せて実施しております。
概要は裏面を参照してください。

耐震診断とは??

「住まいの健康診断」

耐震診断は人が行う健康診断と同じで、建物の専門家である建築士が、建物を調査し、耐震性がどれくらいあるのか、どの部分が弱いのかを判断するものであり、耐震診断の結果、住宅の安全度がわかります。

大地震で建物が倒壊すると、自己の財産を損失するだけではなく、避難路や救助のための道路を塞ぐおそれもあります。まずは住宅の耐震診断を実施し、住宅の現況を知りましょう。

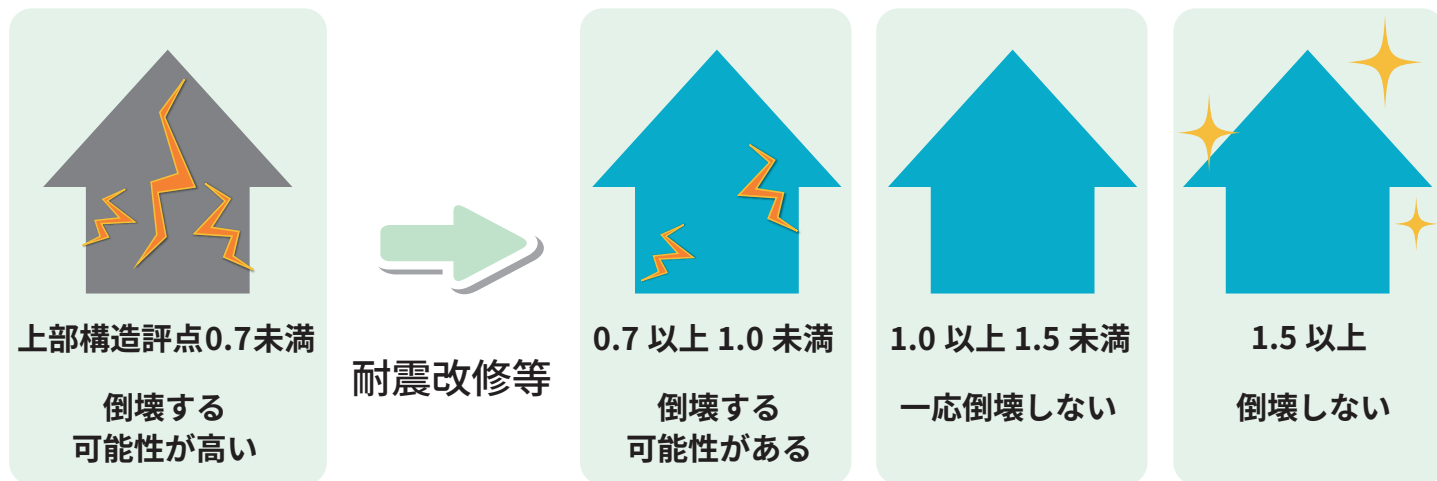
木造軸組工法のイメージ



■ 大津市木造住宅耐震診断員派遣事業について

本事業を申請された木造住宅の所有者の方へ、大津市から耐震診断員を派遣し、建物の耐震診断を実施します。耐震診断により、上部構造評点（震度6の地震に対する建物の強さの指数）を算出します。

診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満と診断された木造住宅は、大地震により倒壊する可能性が高いと判断できます。



※申込みから耐震診断結果の報告までは約5～7か月かかります。

（個別の事情に応じて期間が前後する可能性があります。）

※耐震診断をするために、耐震診断員が対象住宅の現地調査を行います。

住宅内にも立ち入り、天井点検口内なども確認します。所有者等の立ち会いをお願いします。

※現地調査の際、図面等の書類がありましたら、耐震診断員にご提供ください。

※耐震診断員とは、滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震診断員講習会を受講し、滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿に登録された者のことをいいます。

■ 大津市木造住宅耐震補強案作成事業について

上記の耐震診断員派遣事業により耐震診断を実施された木造住宅で、上部構造評点が 0.7 未満と診断されたものを対象に耐震改修工事に必要な補強案の作成および改修費用の概算額を算出します。

※原則、上記の耐震診断員派遣事業と同時に申し込みいただきます。

■ 注意事項

- ・ 申込みを希望される方は、必ず事前に下記お問い合わせ先までご相談ください。
- ・ 他機関で行っている耐震診断にかかった費用に対する補助金はありません。
- ・ 当該事業の詳細や、その他耐震に係る補助制度の情報については、大津市ホームページ「建築物の耐震補助制度について」をご確認ください。

大津市 HP



建築物の耐震
補助制度について

大切な**我が家を守る**ため大地震に備えましょう！

■ お問い合わせ

大津市 建築指導課

〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号

TEL 077-528-2774（直通）